

# 《大分市スポーツ少年団振興補助金を申請される方へ》

## ◎補助対象

### ◆対象者および団体

全国・九州大会等に出場する大分市スポーツ少年団の団員および指導者で以下のすべてを満たす者

- ①大会の要項等に基づく登録選手（監督、コーチの指導者を含む）
- ②市内に居住する者
- ③大分市スポーツ少年団に団員・指導者として登録されている者

### ◆対象となる費用

補助対象大会に参加する者の交通費・宿泊費

※自家用車に係る経費、駐車場代、ガソリン代、高速代は対象外

※午前7時に大分駅を出発し、集合時間に間に合うことができる場合、前泊が認められません。

※試合終了後、午後10時までに大分駅に帰ることができる場合、後泊が認められません。

## ◎補助限度額

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 1 九州地域（沖縄県を除く）・中国地域 | 一人当たり7,000円（小学生は5,000円）   |
| 2 四国地域・近畿地域・北陸地域    | 一人当たり9,000円（小学生は7,000円）   |
| 3 沖縄県・中部地域・関東地域     | 一人当たり16,000円（小学生は14,000円） |
| 4 東北地域・北海道          | 一人当たり21,000円（小学生は19,000円） |
| 5 国外                | 一人当たり30,000円（小学生は30,000円） |

## ◎提出書類

### ～大会前に必要な書類～

- 1 大分市スポーツ少年団振興補助金交付申請書
- 2 遠征計画書
- 3 収支予算書
- 4 大会要項
- 5 参加指導者・選手一覧表  
※必ず住所の記載をお願いいたします
- 6 予選会の結果を記載した書類等
- 7 参加申込書のコピー（選手、役員名簿）

### ～大会後に必要な書類～

- 1 大分市スポーツ少年団振興補助金実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 領収書等の写し（明細がわかるもの）
- 4 大会の結果を記載した書類等
- 5 大分市スポーツ少年団振興補助金交付請求書
- 6 委任状  
※委任状につきましては、申請者と口座名義が異なる場合にご準備ください

## ◎注意事項

### ・補助金の申請回数は同一年度内1人1回までとなりました。

申請回数は、団体単位ではなく、対象者（個人）単位で換算いたします。そのため、同一団体であっても対象者が異なる場合は申請が可能です。

例①：Aクラブが8月に6年生チームで補助金交付を受け、翌3月に5年生チームが大会出場する場合→○

※ただし、8月に補助金交付を受けた人は除く

年度内に一度補助金交付を受けた人が異なる団体で大会出場する場合、補助金を申請することはできません。

例②：Aクラブで補助金交付を受けたBさんが、県選抜メンバーとして別大会に出場する場合→×

・予算の範囲内での交付となりますので、予算枠上限に達した場合は受付を終了します。

・補助金の交付決定前の支出については補助の対象となりません。また補助対象大会が開催される年度内の支出のみ補助の対象となります（3月31日までの領収とする）

・大会終了後の補助金の申請については補助の対象となりません。必ず、大会前までの申請をお願いいたします。（原則大会2週間前までに申請してください）

・大会終了後1ヶ月以内に実績報告をしてください。1ヶ月以上遅れる場合は事前連絡が必要です。

\*問合せ\*

スポーツ振興課

電話 537-5979（直通） FAX 538-6236

E-mail [sportsuisin@city.oita.oita.jp](mailto:sportsuisin@city.oita.oita.jp)